Information

- 市役所への お問い合わせ先
- ■西条市庁舎 TEL0897 - 56 - 5151
- ■東予総合支所 TEL0898 — 64 — 2700
- ■丹原総合支所 TEL0898-68-7300
- ■小松総合支所 TEL0898-72-2111

特定健診を受診しましょう

シンドロームの危険性がある 目的に実施しています。 特定健診は、 生活習慣の改善支援を メタボリッ

等が自覚症状なく進行し、 ることは、 「今のからだの状態」 脳梗塞や心筋梗塞 重

40歳~74歳の国保被保険者の方へ

検査内容 実施期間 2

戸

28

 \exists

(金) まで

ります。

こりなどは全額自己負担とな

となり、

単なる肉体疲労や肩

脱臼などは対象

場合があります。

主に打撲や

の対象になる場合と対象外

復師による施術は、

保険医

接骨院や整骨院での柔道

施術前に確認しましょう 接骨院・整骨院にかかる方へ

尿検査、 問診、血圧測定、身体計 腹囲測定、 血 液検 査 測

一受診の際に必要なもの 特定健診受診券 は事前に交付しています (対象者に

国民健康保険被保険者証

してから受診してください。 申込方法 事前に指定医療機関へ予約

※平成25年度に市が行った総 ック、 合健診、 方は、 脳ドックを受診した 申し込めません。 国保の短期人間ド

問合せ

めにも非常に大切です

症化することを未然に防ぐた

○市庁舎本館 国保係 玉 保 医 療課

○各総合支所市民福祉 市民保険係 (東予) 課

は平成26年3月31日現

在

市民福祉係

(丹原

小

松

TEL

5

1

4 4 7 - 国民健康保険加入者

機関で必ず受診してください

対象者

40歳~74歳の西条

診していない方は、

指定医療

己負担はありません。

。まだ受

西条市では、

特定健診の自

問合せ

市庁舎本 館 玉 保 医 療

国保係

かかることができない場合】 確認することが大切です。 ○スポーツ等による肉体疲労 ○日常生活での疲れや肩こり 【健康保険等で柔道整復師に 施術前にしっかりと

)神経)脳疾患後遺症等の慢性病 痛 (リウマチ・慢性関節炎

○交通事故や業務上の ○加齢による腰痛や五十肩等 【施術を受ける時の注意事項】)漫然とした施術

○負傷原因を正確に伝える。)施術が長期間の場合は、)病院治療と重複はできな 師の診断を受ける。 医 い

○療養費支給申請書は必ず自)領収書を必ず受け取る。 分で自署 (サイン)をする。

を存じですか?

野焼きは法律で禁止されています

野外でごみなどを燃やす「野焼き」は、法律(廃棄 物の処理及び清掃に関する法律第16条の2)で禁止され ています。(宗教行事や農業関係など一部の例外あり)

また、焼却炉の構造には、法律で定められた基準が あり、基準を満たしていない焼却炉やドラム缶などで の焼却は、法律違反となります。

野焼きはダイオキシンなど有害物質の発生、煙や灰、 悪臭など、ご近所の迷惑にもなります。

皆さんが快適な生活のため、ご協力をお願いします。

■問合せ

- ○市庁舎別館環境衛生課 水・環境保全係 TEL0897-52-1382
- ○各総合支所市民福祉課 生活環境係 (東予) 市民福祉係(丹原・小松)



石油ストーブなど暖房器具による に注意しましょう

寒さが厳しいこの季節は石油ス トーブなどの暖房器具による火災 が多く発生します。火災を防ぐた めに暖房器具の正しい取り扱い方 法などを再認識しておきましょう。

【暖房器具の火災を防ぐ3つのポイント】

①給油・移動のときは完全に火を消す!

給油・移動をするときは、必ず火が消えたのを確認し ましょう。

②周りにものを置かない!

スプレー缶などをストーブやファンヒーターの近くに 放置すると破裂や爆発するおそれがあります。カーテン や衣類、布団などの近くでは使わないようにしましょう。 ③人のいる場所で使う!

寝ているときは誰もいないのと同じです。就寝時や外 出時は必ず火を消しましょう。